

保険金額と月払保険料

条件 [補償期間(てん補期間)]60才に達した日の属する年度の3月末日まで(3年に満たない場合は、最長3年間)
[限度口数]1口 [免責期間]270日

Aタイプ 保険金額(支払基礎所得額) **5万円**(月額)

年齢	月払保険料	
	男性(1Aセット)	女性(2Aセット)
15~24才	309円	216円
25~29才	326円	288円
30~34才	389円	391円
35~39才	483円	549円
40~44才	669円	792円
45~49才	881円	1,030円
50~54才	1,028円	1,130円
55~59才	999円	988円

Bタイプ 保険金額(支払基礎所得額) **10万円**(月額)
(年収300万円以上の方のみのご加入となります。)

年齢	月払保険料	
	男性(1Bセット)	女性(2Bセット)
15~24才	618円	431円
25~29才	653円	576円
30~34才	778円	783円
35~39才	966円	1,099円
40~44才	1,339円	1,585円
45~49才	1,761円	2,059円
50~54才	2,056円	2,260円
55~59才	1,999円	1,976円

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- この保険にご加入いただけるのは、日本郵政グループの正社員で日本郵政グループ労働組合が加入を認める方および日本郵政グループ労働組合の役員の方に限ります。
- 年齢は保険始期日(平成30年1月1日)時点の満年齢とします。

休職時収入サポート-GLTD- よくあるご質問と回答

- Q1** この保険に加入したいのですが、健康状況の告知は必要ですか？
はい。現在の健康状況の告知をいただいております。
現在の健康状況等によってはお引受を見合わせていただく場合、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただく場合があります。
- Q2** 現在告知対象となる疾病を患っておりますが、取扱いはどうなりますか？
「疾病・症状一覧表」の「A欄※」に記載の疾病等であった場合は、お引受を見合わせさせていただきます。
※「A欄」の例 脳卒中、糖尿病、ガン、精神障害など
- Q3** 現在、精神障害(統合失調症・うつ病・パニック障害・睡眠障害など)を患っていますが、この保険に加入できますか？
「A欄」に記載の疾病等であった場合は、お引受を見合わせさせていただきます。
- Q4** 現在「B欄」に記載のある疾病を患っており休職中ですが、この保険に加入したら、その疾病に対してすぐに保険金が支払われるのですか？
「B欄」に記載の疾病等であった場合は、「特定疾病対象外」でのお引受とさせていただきます。そのコードに含まれるA・B欄記載のすべての疾病・症状およびそれらと医学上因果関係がある疾病・症状が保険金支払対象外となります。
- Q5** 現在、妊娠している場合、この保険に加入できますか？
この保険は、「妊娠に伴う身体障害補償特約」が自動セットされているため、現在妊娠している場合は、お引受を見合わせさせていただきます。

ホームページにQ&A詳細版を掲載しています。
ホームページの「よくあるご質問と回答」で「A欄」、「B欄」に記載の疾病等をご確認いただけます。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

お問い合わせ先 [取扱代理店] 株式会社郵愛
〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6
TEL 0120-025-375(無料) FAX 0120-779-783

[引受保険会社] 三井住友海上火災保険株式会社公務開発部日本郵政室
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL 03-3259-6682 FAX 03-3259-8206

HP <http://www.jprouso.or.jp/welfare/yuuai/>



B17-101245 使用期限:2019.1.1

日本郵政グループ労働組合の正社員組合員の皆さまへ



休職時収入サポート-GLTD-は、

※GLTDのペットネーム(愛称)を「長期収入ガード」から「休職時収入サポート」へ変更しました。

団体長期障害所得補償保険

長期間働けなくなったとき、
皆さまの生活をサポートします。

保険期間(1年間) 平成30年1月1日午後4時 ▶ 平成31年1月1日午後4時

[申込締切日] 平成29年11月30日(木)

「休職時収入サポート-GLTD-」
による収入補償を
お勧めします!



GLTD-長期収入ガード-の特長!

- メリット1** 長期にわたる就業障害を補償!
定年退職年齢(60才)までの補償が可能です。
- メリット2** いつでも・どこでも補償!
業務中、業務外、国内外を問わず病気・ケガによる就業障害を補償します。
- メリット3** 自宅療養中も補償!
保険金の支払条件が満たされる限り、入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養中も補償します。
- メリット4** 職場復帰後も継続補償!
職場復帰後も就業障害が残り、所得喪失率が20%を超える場合、所得の喪失割合に応じて補償が継続されます。
- メリット5** 各種特約セットにより補償拡大!
以下の特約がセットされています。
○天災危険補償特約
○精神障害補償特約
○妊娠に伴う身体障害補償特約(女性の場合)
- メリット6** 団体制度でしかご加入できません!!
このプランは個人では加入できません。



郵愛HPで、「パンフレット」「説明動画」「よくあるご質問と回答」等をご覧ください。

<http://www.jprouso.or.jp/welfare/yuuai/>



長期間働けなくなったとき、皆さまの生活をサポートします！

休職時収入サポート-GLTD- がお役に立ちます！

団体長期障害所得補償保険



※所得喪失率100%の場合、ご加入の保険金額(支払基礎所得額)が支払われます。

休職時収入サポート-GLTD- 保険金お支払い例

団体長期障害所得補償保険

■保険金お支払額の例

保険金支払対象期間(てん補期間)中の就業障害である期間1か月につき、保険金額(支払基礎所得額)をお支払いします。ただし、業務に復帰して得た所得がある場合、就業障害発生直前の所得額に対する、てん補期間中の所得額の減少した割合を、支払基礎所得額に乗じた額をお支払いします。

保険金算出の計算式 てん補期間(60才まで)中の就業障害である期間1か月につき、以下の式によって算出した額をお支払いします。

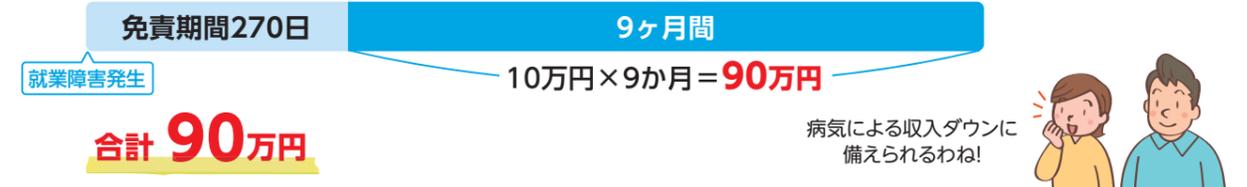
$$\text{保険金額} \times \left(1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得額}}\right) \times 100\%$$

支払基礎所得額 所得喪失率 約定給付率

[支払基礎所得額(保険金額)]Bタイプ(10万円コース)、[免責期間]270日、「補償期間(てん補期間)」60才まで

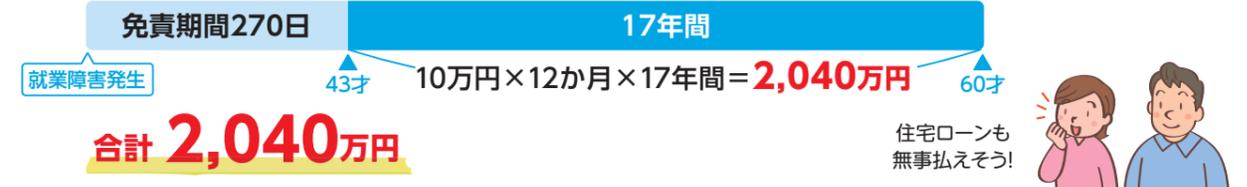
ケース1 左ページのマンガケースの場合

脳卒中で数か月間入院後、免責期間(270日)終了後も自宅療養をした。1年半後に職場復帰した。



ケース2 60才まで就業障害が続いた場合

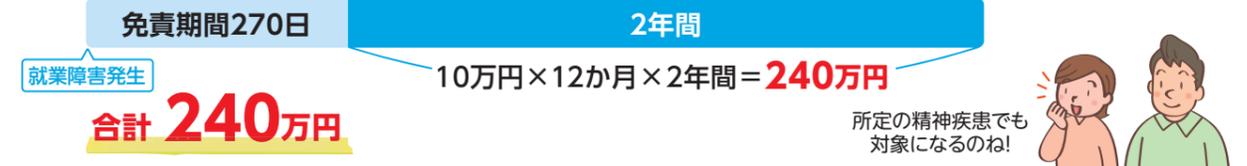
43才になる270日前に交通事故にあい、免責期間終了後も全く働けない状態が60才まで続いた。



ケース3 所定の精神疾患になった場合にも保険金支払いの対象となります。

うつ病で通院し免責期間終了後も全く働けない状態が2年間続いた。

*精神疾患の場合、補償期間(てん補期間)は2年間が限度です。



ケース4 リハビリ後、職務復帰する場合

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が3年間続いた。その後、職務復帰したものの2年間は正常勤務できず、1か月あたりの所得額が50%減少した(所得喪失率が50%であった)が、それ以降は正常勤務し所得額が100%に回復した。



保険金のお支払例は右ページをご覧ください!